

## 令和5年度財政援助団体等監査の結果（12月～3月実施）

### 1 監査対象

- (1) 秦野市社会福祉協議会（秦野市社会福祉協議会補助金）
- (2) 秦野市観光協会（秦野市観光協会補助金）
- (3) 秦野市スポーツ協会

### 2 監査実施期間

令和5年12月1日（金）から令和6年3月25日（月）まで

### 3 監査の場所

監査事務局

### 4 監査対象事務

団体に対し交付された交付金に係る令和4年度分の出納その他の事務等の執行（主に人件費等の内容）及び所管部局における補助金の交付事務等の執行状況を監査対象とした。

### 5 監査の着眼点

- (1) 補助金の交付決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の目的は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- (4) 事業計画書、予算書等と所管部局へ提出した補助金交付申請書等は符合するか。
- (5) 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。
- (6) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (7) 補助金に係る収支の会計処理は適正か。
- (8) 会計処理上の責任体制は確立されているか等。
- (9) 人件費等の内容が職責や待遇に見合ったものであるか。
- (10) 人件費等の内容が市民目線においても適切なものであるか。
- (11) 人件費等の団体におけるバランスはとれているか等。

### 6 監査の実施内容

上記のとおり着眼点を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、調査を実施した。

### 7 監査の結果

別紙報告書のとおり。